

# BRIGHT

1

Textbook on Law for Bridal Businesses vol.1

## ブライダルビジネスと 音楽著作権

厳選 Q&A 15 選 +1

～ブライダルと音楽著作権についての「よくある質問」に答えます～



この本は単なる Q&A 集に非ず！  
16 個目の質問は **なんと！**  
あなたが決められます！

著者：BRIGHT 代表 夏目 哲宏  
監修：BRIGHT 弁護士 辻 真也

# 著者・監修者 紹介

株式会社ブライト代表取締役  
行政書士事務所ブライト代表行政書士

## 著者 夏目 哲宏

「このたびは本書を手にとりいただき誠にありがとうございます。結婚式の現場で働く方々へ心からのリスペクトの気持ちをもって、本書を執筆しました。少しでも業務のお役にたてたら、嬉しく思います」

なつめ てつひろ / 1979年5月2日生。2009年よりブライダル業界に足を踏み入れ、全国で婚礼施設や衣裳店を運営するブライダル企業にて法務や株式等の業務を担当。実際にブライダル業界で勤務する中で、業界内に法律問題が山積していること、及び業界の実態や立場を十分に理解して法律サービスを提供する専門家が不在であることを痛感し、自ら行政書士資格を取得し、2015年2月に「日本初のブライダル事業専門の総合法務サービス」を提供する株式会社ブライトを創設。以降、ブライダル事業に関心をもつ土業のネットワークを軸に、全国のブライダル事業者向けにサポート業務を提供している。

弁護士

## 監修者 辻 真也

「昨今、著作権にまつわるニュースを目にする機会が多くなりました。本書が皆様の疑問の整理、解消の一助となり、正しい理解に基づいたサービス展開に役立てたなら大変光栄です」

つじ しんや / 1981年12月10日生。2009年弁護士登録。新生総合法律事務所所属。著作権法学会会員。弁護士登録後、ブライダル事業者からの依頼を数多く手掛けるとともに、著作権法に関するリーガルチェック、紛争解決案件を担当。2015年以降、ブライダルと著作権法の交錯する分野を中心に、BRIGHT 提携弁護士として活動している。モットーは「現場主義」。



# 目次

## 第1章 基礎を知ろう

- Q1. 今ブライダル業界で何が起きているのか？
- Q2. そもそも著作権とは何か？
- Q3. JASRAC？ 日本レコード協会？ ISUM？  
各団体の違いは何か？

## 第2章 会場が気をつけること

- Q4. 演奏権とは何か？
- Q5. 許諾料は毎月いくらかかるのか？
- Q6. 許諾を得なくてもよい例外はあるのか？
- Q7. 音響操作で気をつけることは？
- Q8. 屋外ウェディングなどはどうするのか？
- Q9. 参列者から「自作のDVDを持参したい」という希望があったらどうすればよいのか？

## 第3章 映像製作事業者が気をつけること

- Q10. 複製権とは何か？
- Q11. 許諾料はいくらかかるのか？
- Q12. 許諾を得なくてもよい例外はあるのか？

## 第4章 権利を侵害した場合どうなるか

- Q13. 権利侵害をした場合どんな責任を負うか？
- Q14. 損害賠償は最大どこまで請求されるか？

## 第5章 ではどうすればよいのか

- Q15. 今ブライダル事業者がやるべきことは何か？
- Q & A プラス 1. 【購読者特典】

Q 1. 今ブライダル業界で何が起きているのか？

A 1. 音楽著作権を巡って、特に映像コンテンツの商品設計を見直さざるを得ない状況です。

2017年3月9日に一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が、史上初めて、ブライダル映像コンテンツ（プロフィールビデオ、エンドロール、記録用ビデオ等）を製作する事業者に対して、適正な許諾料の支払いがなされていない等として「損害賠償」及び「管理楽曲の使用禁止」を求めて訴訟を提起しました。

ブライダルの現場における音楽著作権の問題は2012年頃から議論になり始め、音楽業界側からブライダル業界に対して適正な許諾料の支払いを求める動きが活発化し、2013年にはブライダル事業者向けの許諾代行機関として一般社団法人音楽特定利用促進機構（ISUM）が設立されるなど、徐々にブライダルの現場における音楽著作権対応体制が整備、確立されてきました。

そんな中、ブライダル業界では音楽著作権に関する対応に「積極的な事業者」と「積極的とは言えない事業者」とに区分されていき、「積極的な事業者」からは、同じ事業を展開しながら適正な許諾料を支払っていない事業者とのアンバランスさを指摘する声が高まり、JASRACとしては、それが看過できない状況になったことから今般の訴訟に踏み切ったと説明しています。

上記訴訟については本書執筆時点においてはまだ係争中であり結論は出ておりませんが、いずれにせよ、史上初めてブライダル事業者に対して訴訟が提起されたという事実は重く、映像製作事業者のみならず、会場も含めて「音楽著作権」とどう向き合っていくのか、またそのために現行の商品設計に問題はないかを検証し、不備や不安な点があれば見直しを検討すべき段階に至ったことは間違いありません。



Q 2. そもそも著作権とは何か？

A 2. 著作権法に規定された複数の権利の集合体としての概念です。ブライダルビジネスで問題になるのは、主に「演奏権」と「複製権」の2つです。

著作権とは、それ自体がひとつの権利なのではなく、複数の「支分権（しぶんけん）」と呼ばれる権利の集合体としての概念です。

「支分権」には、「複製権」、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権・伝達権」、「口述権」、「展示権」、「頒布権」、「譲渡権」、「貸与権」、「翻訳権」、「編曲権」及び「翻案権」等がありますが、この中で一般のブライダルビジネスにおける楽曲使用において関係してくるのは、楽曲をその空間に流すことに関する権利である「演奏権」と、楽曲をCDやDVD等の媒体に取り入れ固定することに関する権利である「複製権」の2つといえます。

したがって本書においてはこの「演奏権」と「複製権」について、次章から解説を加えていきます。

なお「演奏権」と「複製権」それぞれの定義は右記の通りですが、「演奏権」についてはその楽曲を作った人（作詞・作曲家）に、「複製権」については楽曲を作った人に加えて、その音源を作ったレコード会社にも帰属する点に注意が必要です（※）。

※正確には、楽曲を作った人（「著作者」）と著作権を持っている人（「著作権者」）が違ったり、レコード会社の権利にも「著作隣接権」という名前がつけられていたりするのですが、本書では、ブライダル事業者の皆さんの分かりやすさのため、法律的な言葉の正しさは少しだけ脇におき、また、専門用語の使用を少なくすることで、極力シンプルな説明を心掛けています。

著作権イメージ



【演奏権とは】

「楽曲を一時的に演奏し使用する権利」をいいます。

「演奏権」における「演奏」には、楽器を演奏したり、歌唱したりすることの他、CD等を再生して流す行為全般が当てはまります。

ブライダルビジネスにおいては、「会場」運営事業者が、挙式・披露宴においてバンケット（宴会場）内にBGMとして楽曲を流す行為などがこれに該当します。

【複製権とは】

「楽曲をCDやDVD等の媒体に固定する権利」をいいます。

「複製権」における「複製」には、録音や録画その他の方法によって有形的に複製する行為全般が当てはまります。

ブライダルビジネスにおいては、「会場」運営事業者が、挙式・披露宴で使用するためのBGMを1枚のCDにまとめたり、「映像製作」事業者が、プロフィール映像やエンドロールにBGMを加えたり、挙式・披露宴の様子をそこで演奏されていた楽曲とともに収録したりする行為などがこれに該当します。